

警察の捜査・取調べの実態について ～ 具体的事件を題材として～



取調べとは

- 「真相の究明」において必要不可欠な捜査手法
- 捜査手法の内、最良かつ合理的で重要な手法
～ 真実の自白は証拠の王
～ 結局は被疑者のためにあるのが取調べ
- 取調べと録音・録画
～ 早急に被害者情報等を把握すべき犯罪で、録音・録画を行なえば自供は望めない。
だからこそ、取調べ経過に「虚偽・演出」が介在してはならず、適正な自己管理と捜査管理が必要。

取調べの分類と自白との関係

1 事件判断のため、自白が急務である取調べ

未だ逮捕等に至る証拠が無く、容疑者の自供に基づき裏付けをし、事件を判断する場合の取調べ

～ 諦め、納得、打算による自白

2 主に逮捕後核心部分等を追及する取調べ

逮捕に至る程度の証拠はあるが、行為や犯意等否認を自供させる取調べ～ 諦め + 人間関係 + 証拠

3 カウンセリング的な取調べ

余罪多数の窃盗被疑者等が、供述しなければわからない余罪を自白する場合の取調べ～ 心の接近

取調べの留意点等

- 事件全体を掌握すること
- 被疑者の境遇を熟知すること
- シミュレーションの徹底
- 真剣な態度と冷静な判断
- 環境整備と服装
- 言動に注意し任意性の確保
- 証拠の示し方とタイミング